

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0806)

本審議会 第448回

令和4年8月12日 公開

開催日時	令和4年8月12日(金)	15時20分～16時17分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
主要議題	1 群馬県最低賃金専門部会の報告について 2 群馬県最低賃金の改定決定について 3 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日まで出席の委員は、公益代表委員3名・労働者代表委員5名・使用者代表委4名の合計12名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認させていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますよう、お願いいたします。</p>
事務局	<p>本日は、委員の中で、 委員と、あと公益の 委員、 委員が所用で欠席でございますので、ご承知おきください。</p>

会長

はい。ただいま、事務局から報告がございました。

専門部会は、7月26日に第1回の会議を開催以降、労使それぞれの主張がなされ、公益を含めて合意を目指して、審議を重ねてきたところです。

その結果、本日開催された専門部会において、全会一致に至りました。専門部会にいらっしゃらなかった委員の先生もおられますので、私から審議経過を報告いたします。

先ほども申し上げましたが、今年度の専門部会は7月26日に第1回目を開催し、8月5日、本日8月12日と3回開催いたしました。改正額について、それぞれ真摯な議論が展開され、十分に審議を尽くしていただいたところです。その結果、群馬県最低賃金を「30円」引き上げることで、労使で合意され、全会一致で決議されています。

以上、経過要旨を報告いたしました。十分でないかもしれませんが、労使の委員の先生方から、ご発言ございましたらお願いいたします。

まずは、労働者側委員の先生から、お願いいたします。

■■■■委員、お願いいたします。

労働者委員

はい。労側■■■■でございます。

今年度は、物価が高騰している状況の中、最賃近傍で働く方の生活を少しでも底上げするために、目安額以上の引上げを目指し、論議をしてまいりましたが、結果、目安額での結審となりました。

ただ、過去最高額の目安に対して全会一致で結審できたのは、長年に渡って積み上げてきました労使の信頼関係があるからこそと思っておりますが、ただ一方で、近隣県との格差是正に繋がらなかったことについては、残念かなと思っております。

しかし、先ほど申したように、「30円」という引上げ額は、過去最高でもあるということですので、最賃近傍で働く方の生活改善に繋がったのではないかというふうにも思っております。

この額に対しましては、感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

以上でございます。

会長

はい。ありがとうございました。

その他の労働者側委員の先生方、いかがでしょうか。

【特になし】

<p>会長</p> <p>使用者委員</p>	<p>はい。それでは、使用者側委員の先生方、いかがでしょうか。 ■■■委員、お願いいたします。</p> <p>はい。それでは私■■■から。 今、労側の■■■委員からお話がありましたように、結果としては全会一致ということで、労側委員の皆様方のご理解をいただいた、本当にありがとうございました。</p> <p>今年度につきましては、「30円」という、中央の目安が過去にない大幅な賃上げの額ということになりました。その目安に従いまして、お互いの立場をそれぞれが主張させていただき、またそれを尊重しながら、論議をさせていただきました。</p> <p>当初は、かなり相当な開きがありましたが、最後は全会一致ということで歩み寄りが図られたことについては、改めて感謝を申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。 その他の使用者側委員の先生方、いかがでしょうか。</p> <p>【特になし】</p>
<p>会長</p>	<p>公益の先生方、何かございますでしょうか。</p> <p>【特になし】</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、群馬県最低賃金の改正決定に入ります。 専門部会において、全会一致でありましたので、審議会令第6条第5項の適用により、専門部会で出された結論は、本審議会の決議とすることができます。</p> <p>専門部会から報告書が上がってきておりますので、その内容を答申とさせていただきますが、よろしいでしょうか。</p> <p>【異議なし】</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ご異議ないようですので、審議会令第6条第5項の適用により、この内容で答申することといたします。</p> <p>それでは、この後のことにつきまして、事務局からお願いいたします。</p>

事務局	はい。これから答申文の方をご用意させていただきますので、少々お待ちいただきますようお願いいたします。
会長	はい。承知いたしました。 暫時、そのまま待機をお願いいたします。
【答申文（案）を全委員に配付】	
会長	はい。それでは再開いたします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	はい。それでは、答申文を読み上げさせていただきますので、お配りしました答申文の写しをご覧ください。
【答申文朗読】	
事務局	以上でございます。
会長	はい。ありがとうございました。 答申文はこれでよろしいでしょうか。
【異議なし】	
会長	はい。特にご異議ないということですので、これをもって答申いたします。
【会長から局長へ答申文手交】	
会長	答申が無事、終わりました。 答申につきましては、各委員の先生方のご協力により取りまとめができたところですが、局長におかれましては、最低賃金引上げに取り組む中小企業等に対する環境整備に引き続き取り組んでいただくよう、お願いいたします。 答申が終了しましたので、事務局から今後の予定について、説明をお願いいたします。
事務局	ご答申いただきまして、ありがとうございました。 今後の予定を説明させていただく前に、ご答申いただきましてこ

<p>局長</p>	<p>とに對しまして、加藤労働局長から一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>ただいま、■■■■会長から、令和4年度群馬県最低賃金の改正につきまして、ご答申をいただいたところでございます。</p> <p>6月30日に諮問をさせていただいて以降、委員の皆様には議論を尽くしていただき、深く御礼を申し上げます。</p> <p>今回、全会一致で答申をいただきましたこと、重く受け止めまして、改正最低賃金の発効に向けた所要の手続きを進めさせていただきたいと思っております。</p> <p>また、労働者、事業主をはじめとする県民の皆様への周知を十分に行いまして、その履行確保についても必要な指導を行って参りたいと考えてございます。</p> <p>特に、業務改善助成金の周知であったり、利用促進をはじめとして、中小企業等の賃金の引上げに向けた環境整備の支援、これに努めてまいります。その際、各支援策がより使い勝手のいいものとなりますよう、手続きの簡素化など、様々ないただいたご意見につきましては、厚生労働本省に報告させていただきたいと考えてございます。</p> <p>何卒、皆様からの、引き続きのご指導、ご支援をお願い申し上げます。誠にありがとうございます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、今後の予定についてご説明いたします。</p> <p>この後、本日中に異議申出の公示を行います。</p> <p>異議は、公示日の翌日から起算しまして、15日間受け付けることになっており、計算いたしますと期日となる日が土日にかかりますので、繰り下げとなりまして、締切日は8月29日(月)となります。</p> <p>従いまして、異議申出があった場合は、異議に係るご審議を8月30日(火)午前9時からの審議会で行っていただく予定としております。</p> <p>その後の手続等が順調に進めば、最短で官報公示は9月8日(木)、効力発生日は10月8日(土)となります。ただし、官報に掲載できる件数には限度があるため、諸事情により官報掲載日がずれて、効力発生日が遅れる場合もございますので、ご了解いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、官報公示に際しまして、公示文は法令用語に準拠する必要があります。答申内容に影響を及ぼさない、軽微な訂正が行われることがあります。その場合には、会長にご相談申し上げます。</p>

会長	<p>認をいただくこととしますので、併せて、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい。局長からのご挨拶、誠にありがとうございました。</p> <p>事務局説明の、今後の予定と軽微な訂正の取扱いにつきまして、これでよろしいでしょうか。</p>
会長	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>はい。それでは、異議申出があった場合の審議は、8月30日(火)午前9時から開催される審議会で行うこととし、官報公示に当たっての軽微な訂正は、そのようにいたします。</p> <p>次に、特定最低賃金改正決定の必要性の有無について、事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、これから特定最低賃金改正決定の必要性について、ご審議をいただきたく存じます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>はい。では早速、必要性の有無について、審議に入りたいと思います。</p> <p>最初に申出をされました労働者側委員の先生から、その理由・趣旨について、述べていただきたいと思います。</p> <p>お願いいたします。</p> <p>■■■■委員、お願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側■■■■でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>特定最賃につきましては、各産業で働く方々のセーフティネットの位置付けだというように考えており、また、産業全体をけん引する役割を持っていると認識しております。</p> <p>そういったことでは、特定最賃の改正は大変重要なものだと捉えておりますので、どうか使側委員の皆様にはご理解をいただきまして、引き続き改正の必要性ありのご判断をいただければと思います。以上、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>はい。労働者側委員の先生から、付け加えるご意見がございましたらお願いいたします。</p>

	【特になし】
会長	はい。それでは、使用者側委員の先生、いかがでしょうか。 委員、お願いいたします。
使用者委員	はい。使用者側委員の でございます。 特定最低賃金につきましては、既に県最賃を大きく上回っております。そういう状況でございます。そうは言いながらも、群馬県を代表する4業種、4産業だと理解しておりますので、我々も、お互いの立場を尊重しながら議論させていきたいと思っております。 以上でございます。
会長	はい。使用者側委員の先生から、付け加えるご意見等ございましたらお願いいたします。
	【特になし】
会長	その他、公労使の委員の先生方で何かございますでしょうか。
	【特になし】
会長	はい。特定最低賃金の改正決定については、労使の合意を尊重したいと思います。 それでは、お諮りいたします。 改正決定については「必要あり」ということで、よろしいでしょうか。
	【異議なし】
会長	はい。全会一致を確認させていただきました。 では、特定最低賃金の4業種について、改正決定の必要「あり」と答申させていただきます。 事務局から、お願いいたします。
事務局	はい。それではただいまから答申文を用意させていただきますので、少々お時間をいただきますようお願いいたします。
会長	はい。では、しばらくの間、休会といたします。

	【答申文（案）を全委員に配付】
会長	はい。それでは再開いたします。 事務局からお願いいたします。
事務局	それでは、答申文の（案）を読み上げさせていただきます。 なお、鉄鋼製造業のみ、答申文の全文を読み上げさせていただきます。その他の3業種につきましては、表題のみに省略させていただきます。
	【鉄鋼の答申文（案）朗読】
事務局	以上でございます。
会長	はい。ありがとうございます。 それでは、お諮りいたします。 ただいまのと通りの答申でよろしいでしょうか。
	【異議なし】
会長	それでは、局長に答申文をお渡ししたいと思います。
	【会長から局長へ答申文を手交】
事務局	それでは、特定最低賃金4業種について、改正決定の必要性ありとの答申をいただきました。 ありがとうございました。 続きまして、改正決定の諮問をさせていただきます。
	【局長から会長へ諮問文を手交】 【諮問文（写）を各委員に配付】
会長	ただいま、局長に必要性についての答申文をお渡しし、局長から改正決定の諮問をお受けいたしました。 事務局から、諮問文の説明をお願いいたします。
事務局	はい。それではただいまお配りしました、諮問文の写しをご覧ください。 4業種について諮問文がついておりますが、鉄鋼製造業のみ諮問

文の全文を読み上げさせていただきます、その他の3業種につきましては、先ほどと同様、省略をさせていただきます。

【諮問文朗読】

事務局

以上でございます。

会長

はい。ありがとうございます。

それでは、特定最低賃金の審議につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

はい。3点ほどご審議をお願いいたします。

1点目は、最低賃金法第25条第1項に基づく、4業種の専門部会の設置について、でございます。

2点目は、最低賃金審議会令第6条第5項の適用により、各専門部会で全会一致になった場合は、それぞれ審議会の決議とすることができることについて、でございます。

3点目は、4業種の任務が終了した時は、専門部会を廃止することと、委員の解任通知書を省略させていただくことについて、でございます。

以上、3点について、よろしくをお願いいたします。

会長

はい。ただいま事務局から、1点目としまして、4つの特定最低賃金専門部会の設置について。2点目としまして、各専門部会で全会一致の場合は、専門部会の決議を審議会の決議とする、最低賃金審議会令第6条第5項の適用について。3点目としまして、4業種の専門部会の任務が終了した時は、各専門部会を廃止することと、委員の解任通知書を省略させていただくことについて、説明がございました。

この3点につきまして、このとおりにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

会長

はい。ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

他に、事務局から何かございますでしょうか。

事務局

はい。群馬県特定最低賃金専門部会の開催回数及び開催時期につ

	<p>いて、ご説明をさせていただきます。</p> <p>各業種の専門部会は、例年2回開催されており、開催時期は1回目が10月上旬、2回目は10月下旬でございます。</p> <p>各専門部会では1回目から審議が行われ、1回目は部会長、部会長代理の選任、改正決定の諮問についての経過報告、運営規程、部会の運営及び金額の審議が行われ、2回目では、金額審議及び採決がなされているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。事務局より、各専門部会の開催回数、開催時期及び審議内容について説明がございました。</p> <p>本年度の各専門部会も例年同様の時期に2回開催するということがよろしいでしょうか。</p> <p>労働者側委員の先生、ご発言等ございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>会長</p>	<p>使用者側委員の先生、ご発言等ございますか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>会長</p>	<p>はい。それでは、それぞれの業種の専門部会は、例年と同様の時期に2回開催することといたします。</p> <p>もう一度確認いたしますと、各専門部会は、1回目で部会長、部会長代理の選任、改正決定の諮問についての経過報告、運営規程、部会の運営及び金額の審議を行い、2回目の審議で結審することとし、1回目の部会を10月上旬、2回目の部会を10月下旬に行うことといたします。</p> <p>では最後に、その他につきまして、事務局から何かございましたらお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。特にございません。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。委員の先生方で、何かございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>会長</p>	<p>ご意見等ないようです。</p> <p>では、以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。</p>

	<p>これで第 448 回最低賃金審議会を閉会といたします。 ご審議誠にお疲れ様でございました。</p>
--	--